

第4章 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

「事業実施区域及びその周囲」（以下、「調査区域」といいます。）とは、環境要素に係る環境影響を受ける恐れがある地域と考えられる都市計画対象道路事業実施区域から概ね片側約3km（環境項目の中で、地域特性の把握範囲が最も広い景観項目の範囲「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所）」を参考に設定しました。）を含む図4-1の範囲とし、地域特性を把握する範囲としました。

なお、統計資料等の行政単位による文献調査の場合は、「調査区域に含まれる愛知県豊橋市及び田原市」（以下、「調査区域内の対象市」といいます。）で行いました。

これらの調査区域内の対象市は、表4-1に示すとおりです。

また、地域特性の把握における文献調査は、令和7年8月末時点の情報をもとに行いました。

表4-1 調査区域内の対象市

県名	対象市名
愛知県	豊橋市
	田原市
計	2市

静岡県側の事業実施区域及びその周囲の状況については、静岡県区間の準備書を参照してください。

第1節 自然的状況

事業区域及びその周囲における自然的状況を把握した結果を表 4-1 (1) ～ (2) に示します。

表 4-1(1) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
気象、 大気質、 騒音、 振動 その他の 大気に 係る 環境の 状況	気象の状況	調査区域に位置する豊橋地域気象観測所では、平均気温、降水量、日照時間、風向・風速等の観測が行われており、年間の平均気温は 15.8～17.7℃、総降水量は 1,483.0～2,242.0mm、日照時間は 2,201.2～2,497.2 時間、平均風速は 3.6m/s、最多風向は北西となっています。
	大気質の状況	調査区域には、一般環境大気測定局が 5 局、自動車排出ガス測定局は 1 局存在しています。調査区域内の田原市に位置する測定局はありません。 令和 6 年度において、光化学オキシダントはすべての地点で環境基準を達成していませんが、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質、有害大気汚染物質、ダイオキシン類についてはすべての地点で環境基準を達成しています。
	騒音及び振動の状況	調査区域における、一般環境騒音の測定は令和 5 年度に 12 地点で行われており、環境基準を達成しています。調査区域内の田原市に位置する測定地点はありません。 調査区域における、道路交通騒音は、令和 6 年度に 8 箇所測定されており、一般国道 1 号の豊橋市飯村町地点及び豊橋市下地町地点において昼間、夜間の測定値が環境基準を達成していません。騒音規制法に基づく自動車騒音の限度（要請限度）の測定結果は、すべての地点で騒音規制法に基づく要請限度を超過していません。 また、調査区域における、令和 6 年度の道路交通振動測定結果は、すべての測定地点において、振動規制法に基づく道路交通振動の限度（要請限度）を超過していません。調査区域内の田原市に位置する測定地点はありません。

表 4-2(2) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
水象、水質、水底の底質その他水に係る環境の状況	水象の概況	調査区域における主な河川としては、梅田川水系、境川水系、紙田川水系、豊川水系、柳生川水系の河川が三河湾に向かって流下しています。 調査区域における海域としては、遠州灘、三河湾（渥美湾）があります。
	水質の状況	調査区域の河川には、令和5年度の公共用水域水質（生活環境項目）調査は9地点で行われています。 生活環境項目については、全ての測定地点において、測定された全項目について環境基準を達成しています。また、水生生物の保全に係る環境基準項目は、過去5年間の測定結果では、測定された全項目について環境基準を達成しています。調査区域の海域には、海域の類型区分の指定がされています。令和5年度の測定結果では、全ての測定地点において、COD、全窒素、全燐の環境基準を達成しています。
	水底の底質	調査区域の河川における、令和5年度の水底の底質（健康項目）調査は3地点で行われています。令和6年度の水底の底質（ダイオキシン類）調査は2地点で行われており、全地点で環境基準を達成しています。 調査区域の海域における、令和6年度の水底の底質（ダイオキシン類）調査は2地点で行われており、1地点で環境基準を達成しています。
	その他水に係る環境 （地下水水質）	調査区域における令和5年度の地下水水質調査は、11地点で行われており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の値が超過している地点があります。また、継続監視調査地点において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の値が超過している地点があります。 調査区域の地下水におけるダイオキシン類調査は、調査地点を毎年変えて実施されており、過去5年間の調査地点10地点の全てで環境基準を達成しています。

表 4-1(3) 自然的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
土壌及び地盤の状況	<p>土壌の状況</p> <p>調査区域には、台地・低地部を中心として、赤色土壌、黄色土壌、灰色台地土壌、細粒グライ土壌、グライ土壌、灰色低地土壌等が分布しています。梅田川の下流部の低地では、一部、黒泥土壌が分布します。調査区域における土壌中ダイオキシン類濃度については、令和5年度は2地点で調査が行われており、環境基準を達成しています。また、調査区域には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。</p>
	<p>地盤の状況</p> <p>豊橋市を含む東三河地域は、昭和47年に豊橋市の北部で1cm程度の沈下が見られましたが、以降の測量結果によると観測年度により沈下・隆起はあるものの、累積変動量から沈下現象は見られていません。地下水揚水量の減少に伴う地下水位の上昇により、地盤沈下はおおむね沈静化の傾向にあるとされています。調査区域における地盤沈下については、令和4年度に36地点で調査が行われており、年間変動量は-0.61～0.35cm、累積は-7.51～8.59cmとなっています。</p> <p>調査区域における地下水位は平成24年度から令和2年度にかけて6地点で調査が行われており、自然水位は3.20～22.18mとなっています。</p>
地形及び地質の状況	<p>地形及び地質の状況</p> <p>事業実施区域は、北東側に小起伏山地（弓張山地）があるほかは、概ね地形は平坦で、砂礫台地（上位、中位、下位）が広く分布するほか、河川沿いは扇状地性低地（氾濫原性低地）、三角州性低地が広がります。三河港周辺には干拓地・盛土地が分布しています。また、調査区域における表層地質の状況は、事業実施区域の北東側の山地では主に多米ユニットのチャートや混在岩及び雲谷ユニットのチャートや砂岩等が分布します。その他の台地・低地では、泥・砂および礫が分布しています。事業実施区域には、軟弱地盤が存在します。</p>
	<p>重要な地形及び地質の状況</p> <p>事業実施区域には、トンネル予定区間に岩屋観音・火打坂が存在します。</p>
	<p>活断層の状況</p> <p>調査区域には活断層は存在していません。</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	<p>動物の生息の状況</p> <p>調査区域には、重要な動物種として、哺乳類15種、鳥類137種、両生類10種、爬虫類9種、魚類48種、昆虫類139種、底生動物65種、クモ類19種、陸産貝類46種の確認記録があります。また、注目すべき生息地としては、重要湿地として「三河湾」、「東三河・渥美半島湧水湿地群」、「遠州灘海岸」、重要里地里山として「石巻山周辺」が存在しています。</p>
	<p>植物の生育及び植生の状況</p> <p>調査区域には、重要な植物種として、379種の確認記録があります。また、調査区域には、特定植物群落が4件、巨樹・巨木林が20件、天然記念物が10件存在しています。</p>
	<p>生態系の状況</p> <p>調査区域は8区分の生態系エリアに類型化され、このうち、事業実施区域は、豊橋市東部の弓張山地一帯を中心とした「山地－樹林主体の生態系」及び「山地－湿地の生態系」、豊橋市南部の天伯台地等を中心とした「台地－農耕地の生態系」、三河湾沿いの干潟周辺を中心とした「低地－干潟・干拓地の生態系」、豊橋市街地を中心とした「台地・低地－市街地の生態系」の5区分を通過します。</p> <p>注目種・群集として、上位性5種、典型性20種、特殊性7種を選定しました。</p>

表 4-1(4) 自然的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
景観及び人との活動の状況 の 状況 の 触 れ 合	景観の状況	調査区域には、静岡県との県境付近に弓張山地が広がっています。また、豊橋市の南部には遠州灘の眺望が得られます。豊橋市は全体として平坦であり、山地の遠景眺望を除けば市内には里山等、起伏のある自然景観は見られません。弓張山地、遠州灘等の自然景観が地域の景観特性を構成する要素となっています。調査区域において、25 地点の眺望点及び 222 箇所 の景観資源が確認されています。
	人と自然との触れ合いの活動の状況	調査区域には、人と自然との触れ合いの活動の場として、53 箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が確認されています。特に静寂性を要するバードウォッチング等の活動の場としては、岩屋緑地や境川河口などがあります。
一般環境中の放射性物質の状況		調査区域には、通年 24 時間連続で空間放射線量率を測定するモニタリングポストが設置されており、令和 5 年度の空間放射線量率（年間平均値）は、0.039 μ Gy/h で、通常測定される範囲内となっています。

第2節 社会的状況

事業区域及びその周囲における社会的状況を把握した結果を表 4-3 (1) ～ (3) に示します。

表 4-3(1) 社会的状況

項目		事業実施区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	人口の状況	令和2年10月1日現在の豊橋市の人口は、約37.2万人、田原市の人口は約5.9万人であり、2市を合わせた人口は愛知県全体の約5.7%に相当します。
	産業の状況	愛知県の産業別の就業者の割合については、第3次産業就業者の割合が最も高く、第1次産業就業者の割合が最も低くなっています。 岐阜県全体では第1次産業が約1.9%、第2次産業が約31.5%、第3次産業が約63.3%の構成比ですが、豊橋市では、第1,2次産業の割合が若干高い傾向がみられます。また、田原市では1次産業の割合が2次産業の割合を上回る結果となっています。
土地利用の状況		愛知県全体では行政面積に対して森林・原野が約4割を占めていますが、豊橋市、田原市ともに農用地が約3割と最も多くを占めています。調査区域においては、建物用地、森林、その他の農用地が同程度の割合を占めます。また、事業実施区域では、田、その他の農用地、河川地及び湖沼、森林等が見られます。
下域河川、湖沼及び海の利用並びに状況	利水の状況	愛知県全体では、上水道水源のほとんどを県水及び表流水が占めていますが、豊橋市では、豊川の伏流水、高山表流水及び地下水からなる自己水源と、豊川用水を水源とする愛知県企業庁「県営水道」（県水）の受水からなっています。田原市については、ほぼ県営水道が占めています。
交通の状況		調査区域には、高速自動車道として東名高速道路、新東名高速道路が、主要な一般国道として国道1号、国道23号等があります。事業実施区域は一部が国道23号と並走します。また、調査区域における鉄道としては、JR東海道新幹線、JR東海道本線、JR飯田線、豊橋鉄道渥美線、豊橋鉄道東田本線及び名鉄名古屋本線があります。令和5年度の各駅の年間乗車人員数は、豊橋市の中心駅であるJR豊橋駅が約9,222千人にのぼっています。
学校の配置、病院その他の環境の保全に住宅の配置の状況	学校の配置、病院その他の環境の保全に住宅の配置の状況	調査区域全域には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設（学校・図書館、幼稚園・保育園等、病院・福祉施設）が多数分布しています。事業実施区域においては診療所が1箇所存在します。
	住宅の配置の概況	調査区域は、市街地に位置し、住宅は全域に広く分布しています。また、人口集中地区（DID地区）が存在します。
下水道の整備の状況		愛知県内の汚水処理人口普及率は93.2%、下水道処理人口普及率は81.5%です。五並処理場、高根処理場、豊南処理場、富士見台処理場、中島処理場、田原浄化センターの6箇所が存在します。

表 4-3(2) 社会的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>調査区域における「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況」は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画法」により定められた用途地域があります。 ・「環境基本法」に基づく公害防止計画は策定されていません。 ・「大気汚染防止法」により規定された指定地域はありません。 ・「環境基本法」により定められた環境基準として、大気の汚染、騒音、水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染に係る基準があります。 ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市は窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されています。 ・「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による沿道整備道路の指定はありません。 ・「騒音規制法」に基づく自動車騒音の限度が関係市町の全域に指定されています。 ・「騒音規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が関係市町の全域に指定されています。 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市に指定されています。 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度が関係市町の全域に指定されています。 ・「振動規制法」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が関係市町の全域に指定されています。 ・「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市に指定されています。 ・「水質汚濁防止法」で定める排水基準より厳しい許容限度を定める排水基準（上乘せ排水基準）は、愛知県条例により、木曾川水域及び名古屋港・庄内川等水域に設定されています。また、化学的酸素要求量及び窒素又はりん含有量について、愛知県一宮市、稲沢市及び岩倉市、岐阜県各務原市及び笠松町が同法施行令で定める指定地域に指定されています。 ・「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域が1件存在しています。なお、形質変更時要届出区域はありません。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域は、愛知県が指定した一宮市浅井町極楽寺字北浦の一部が該当します。 ・「農用地の土壌汚染防止等に関する法律」により定められた農用地土壌汚染対策地域はありません。 ・「ダイオキシン類対策特別措置法」により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域はありません。 ・「工業用水法」に基づく指定地域として、愛知県一宮市及び稲沢市が定められています。 ・「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱の推進について」に基づく対象地域に、関係市町はすべて含まれます。このうち、愛知県一宮市、稲沢市、岩倉市は規制地域に該当します。また、岐阜県各務原市、笠松町は観測地域に該当します。 ・「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づく「世界遺産一覧表」に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はありません。 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく生息地等保護区の区域はありません。 ・「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づく湿地の区域の指定はありません。

表 4-3(3) 社会的状況

項目	事業実施区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護法」、「愛知県文化財保護条例」、「一宮市文化財保護条例」、「稲沢市文化財保護条例」、「各務原市文化財保護条例」及び「笠松町文化財保護条例」に基づき指定あるいは登録された史跡、名勝又は天然記念物、重要文化財（建造物）及び重要無形民俗文化財として、県指定史跡が4件、市・町指定史跡が13件、国指定名勝が1件、市指定天然記念物が20件存在しています。更に、国指定建造物が3件、県指定建造物が2件、市指定建造物が6件、登録有形文化財（建造物）が5件、県指定無形民俗文化財が2件、市指定無形民俗文化財が3件存在します。 ・「自然公園法」に基づき指定された国定公園及び都道府県立自然公園の区域はありません。 ・「自然環境保全法」により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域はありません。 ・「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区の区域はありません。また、同法に基づき、愛知県一宮市、稲沢市、岩倉市、岐阜県各務原市及び笠松町において緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（緑の基本計画）が制定されています。 ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区として岩倉自然生態園鳥獣保護区が指定されています。なお、岩倉自然生態園鳥獣保護区の範囲を除き、一宮市、稲沢市及び岩倉市の全範囲が、特定猟具（銃）使用禁止区域に指定されています。 ・「都市計画法」に基づく風致地区は指定されていません。 ・「森林法」により指定された保安林のうち名所又は旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林は存在しません。 ・「景観法」に基づく景観行政団体である愛知県一宮市及び岐阜県各務原市により、良好な景観の形成に関する計画（景観計画）が策定されています。 ・「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく歴史的風致の維持及び向上に関する計画（歴史的風致維持向上計画）は定められていません。 ・「保護林設定管理要領」に基づく保護林の区域は定められていません。 ・「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき指定された除染特別地域及び汚染状況重点調査地域は存在しません。
<p>地方公共団体の条例等に基づいて定められた地域目標等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、愛知県では「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定しています。関係市町のうち、一宮市・稲沢市・岩倉市は、同計画の対策地域に含まれます。 ・「水質汚濁防止法」に基づき、愛知県では「愛知県化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」、岐阜県では「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（岐阜県）」が策定されています。
<p>その他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県では、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」を制定しています。岐阜県では、「岐阜県環境基本条例」に基づき、「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を制定しています。 ・愛知県及び岐阜県で実施された公共土木工事から発生した建設副産物の再資源化の状況について、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥の再資源化率が9割を超えており、特に高くなっています。また、建設発生土の有効利用率は82%程度となっています。 ・産業廃棄物処理施設は、中間処理施設が14件存在しており、最終処分場はありません。事業実施区域においては中間処理施設が2件分布しています。 ・愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略2030」を、岐阜県では「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を策定し、それぞれ2030年度の温室効果ガス排出量を平成25年度比で26%、33%削減する目標を設定しています。 ・愛知県及び一宮市における公害苦情件数は、典型7公害の中では、大気汚染及び騒音が多く、次いで悪臭となっています。